

○ 預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百一十一号）

改正案	現行
<p>（一般預金等に係る保険料の額の計算上除かれる預金等）</p> <p>第三条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等で、法第五十条第一項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 預金等（法第二条第二項第五号に掲げるものを除く。）に係る証書（貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する受益証券及び信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十五条第一項に規定する受益証券を含む。）が無記名式である預金等</p> <p>八 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権又は信託法に規定する受益証券発行信託の受益権に係る信託契約により受け入れた金銭</p> <p>（金融機関が行う資金決済に係る取引）</p> <p>第十四条の八 法第六十九条の二第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第</p>	<p>（一般預金等に係る保険料の額の計算上除かれる預金等）</p> <p>第三条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等で、法第五十一条第一項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 預金等（法第二条第二項第五号に掲げるものを除く。）に係る証書（貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する受益証券を含む。）が無記名式である預金等</p> <p>八 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に係る信託契約により受け入れた金銭</p> <p>（金融機関が行う資金決済に係る取引）</p> <p>第十四条の八 法第六十九条の二第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p>

五十九号)第七十二条に規定する資金清算業の適切な遂行を確保するための措置その他これに準ずる措置により当該取引に係る債務の履行の確保が図られているものとして機構が適当であると認めるものを除く。)とする。

一 為替取引

二 手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができるとする証券又は証書について手形交換所における提示に基づき行われる取引

三 小切手法(昭和八年法律第五十七号)第六条第三項の規定により金融機関が自己宛に振り出した小切手に係る取引

(信託業務の承継における受託者の変更手続の特例に関する読替え)

第三十三条 法第三百三十二条第五項の規定による請求について、同条第七項において信託法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)

一 為替取引

二 手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができるとする証券又は証書について手形交換所における提示に基づき行われる取引

三 小切手法(昭和八年法律第五十七号)第六条第三項の規定により金融機関が自己宛に振り出した小切手に係る取引

(信託業務の承継における受託者の変更手続の特例に関する読替え)

第三十三条 法第三百三十二条第五項の規定による請求について、同条第七項において信託法(平成十八年法律第百八号)の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)

改正案	現行
<p>（一般貯金等に係る保険料の額の計算上除かれる貯金等）</p> <p>第六条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める貯金等は、次に掲げる貯金等とする。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 貯金等（法第二条第二項第四号に掲げるものを除く。）に係る証書（貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第二項に規定する受益証券及び信託法（平成十八年法律第八十号）第百八十五条第一項に規定する受益証券を含む。）が無記名式である貯金等</p> <p>八 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権又は信託法に規定する受益証券発行信託の受益権に係る信託契約により受け入れた金銭</p> <p>（農水産業協同組合が行う資金決済に係る取引）</p> <p>第二十三条の二 法第六十九条の二第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七十二条に規定する資金清算業の適切な遂行を確保</p>	<p>（一般貯金等に係る保険料の額の計算上除かれる貯金等）</p> <p>第六条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める貯金等は、次に掲げる貯金等とする。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 貯金等（法第二条第二項第四号に掲げるものを除く。）に係る証書（貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第二項に規定する受益証券を含む。）が無記名式である貯金等</p> <p>八 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に係る信託契約により受け入れた金銭</p> <p>（農水産業協同組合が行う資金決済に係る取引）</p> <p>第二十三条の二 法第六十九条の二第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p>

するための措置その他これに準ずる措置により当該取引に係る債務の履行の確保が図られているものとして機構が適当であると認めるものを除く。)とする。

- 一 為替取引
- 二 手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができる証券又は証書について手形交換所における提示に基づき行われる取引
- 三 小切手法(昭和八年法律第五十七号)第六条第三項の規定により農水産業協同組合が自己宛に振り出した小切手に係る取引

(信託業務の承継における受託者の変更手続の特例に関する読み替え)

第四十一条 法第十五条第五項の規定による自己の受益権の買取請求については、同条第七項において信託法の規定を準用する場合においては、同法第三条第六項中「第四項の規定による通知又は前項の規定による公告の日」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法第十五条第二項に規定する異議のある者が異議を述べた日」と、同法第三条第七項、第四百四条第一項、第二項、第八項及び第九項並びに第二百六十二条第一項及び第二項中「受託者」とあるのは「新受託者」と読み替えるものとする。

- 一 為替取引
- 二 手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができる証券又は証書について手形交換所における提示に基づき行われる取引
- 三 小切手法(昭和八年法律第五十七号)第六条第三項の規定により農水産業協同組合が自己宛に振り出した小切手に係る取引

(信託業務の承継における受託者の変更手続の特例に関する読み替え)

第四十一条 法第十五条第五項の規定による自己の受益権の買取請求については、同条第七項において信託法(平成十八年法律第八号)の規定を準用する場合においては、同法第三条第六項中「第四項の規定による通知又は前項の規定による公告の日」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法第十五条第二項に規定する異議のある者が異議を述べた日」と、同法第三条第七項、第四百四条第一項、第二項、第八項及び第九項並びに第二百六十二条第一項及び第二項中「受託者」とあるのは「新受託者」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用）</p> <p>第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによるほか、当該法令の同条第二項第一号、第二号及び第五号に掲げる業務に関する規定の適用については、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ会社法第二編に規定する株式会社の商号、本店又は事業とみなす。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 担保付社債信託法の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、相互会社を同法第三条（免許）の免許を受けることができる会社とみなす。</p> <p>三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の規定の適用については、相互会社を同法第三十七条（資金移動業者の登録）の登録を受けることができる株式会社とみなす。</p> <p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）</p> <p>第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、</p>	<p>（社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用）</p> <p>第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによるほか、当該法令の同条第二項各号に掲げる業務に関する規定の適用については、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ会社法第二編に規定する株式会社の商号、本店又は事業とみなす。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 担保付社債信託法の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、相互会社を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。</p> <p>（新設）</p> <p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）</p> <p>第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、</p>

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に  
関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和  
二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法  
律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）  
、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償  
法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九  
年法律第一百五十五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに  
関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（  
昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年  
法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律  
第三百三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、  
原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十  
三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、  
印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法  
（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁損害賠償保障法（昭和  
五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第  
五十号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律、予算決算及び  
会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、中小企業信用保険法施  
行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令  
（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十  
七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭  
和二十九年政令第五百十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和  
三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団  
体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和  
二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法  
律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）  
、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償  
法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九  
年法律第一百五十五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに  
関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（  
昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年  
法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律  
第三百三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、  
原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十  
三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、  
印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法  
（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁損害賠償保障法（昭和  
五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第  
五十号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律、予算決算及び  
会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、中小企業信用保険法施  
行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令  
（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十  
七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭  
和二十九年政令第五百十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和  
三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の

金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八十八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、信託業法施行令、株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）及び資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第 号）とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相統税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十六号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号

金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八十八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二十二年政令第九十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、信託業法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十二年政令第百四十三号）とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相統税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十六号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の

及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の第二十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二号第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、信託業法施行令第十条、株式会社日本政策金融公庫法施行令第十条及び第十三条並びに資金決済に関する法律施行令第八条第二項第一号及び第十六条第二項の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第三百十条第五項及び第五十九条第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百二十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第七十六条第二項第一号、第二百九

三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の第二十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二号第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、前払式証券の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、信託業法施行令第十条並びに株式会社日本政策金融公庫法施行令第十一条及び第十三条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第三百十条第五項及び第五十九条第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百二十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第七十六条第二項第一号、第二百九

条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号及び第七十七条第二項第一号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、所得税法施行令第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号及び第七十七条第二項第一号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、所得税法施行令第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

○ 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）

改正案	現行
<p>(支払等の報告) 第十八条の四 (略)</p> <p>2 法第五十五条第一項の規定による支払等の報告（同条第二項の規定により銀行等又は資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者を經由してするものを含む。）は、財務省令又は経済産業省令で定める期間内に、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(支払等の報告) 第十八条の四 (略)</p> <p>2 法第五十五条第一項の規定による支払等の報告（同条第二項の規定により銀行等を経由してするものを含む。）は、財務省令又は経済産業省令で定める期間内に、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

○ 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）

改正案	現行
<p>（対内直接投資等の定義に関する事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第二十六条第二項第五号に規定する政令で定める設置又は変更は、次に掲げる事業に係る本邦における支店、工場その他の事業所（以下「支店等」という。）の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更以外の当該支店等の設置又は当該実質的な変更とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業</p> <p>7～9（略）</p>	<p>（対内直接投資等の定義に関する事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第二十六条第二項第五号に規定する政令で定める設置又は変更は、次に掲げる事業に係る本邦における支店、工場その他の事業所（以下「支店等」という。）の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更以外の当該支店等の設置又は当該実質的な変更とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>7～9（略）</p>

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）

<p>改正案</p>	<p>○ 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 一〇四二二二（略）</p> <p>三〇三 削除</p> <p>三〇一 一〇四二二四（略）</p> <p>四〇二二五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）</p>
<p>現行</p>	<p>○ 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 一〇四二二二（略）</p> <p>三〇三 前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）</p> <p>三〇一 一〇四二二四（略）</p> <p>（新設）</p>

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置)

法の施行の日前の犯罪行為の事実及び処分の理由とされている事実（以下この条において「犯罪行為の事実等」という。）並びに法附則第三十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後の犯罪行為の事実等については、前条の規定による改正後の公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令第三百号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）

改正案	現行
<p>（金融機関等の特定業務）</p> <p>第七条 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 法第二条第二項第二十八号の二に掲げる特定事業者 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業に係る業務</p> <p>十四～十七（略）</p> <p>（金融機関等の特定取引）</p> <p>第八条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（第一号イからウまで、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる取引にあつては、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。）とする。</p> <p>一 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引</p>	<p>（金融機関等の特定業務）</p> <p>第七条 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十三～十六（略）</p> <p>（金融機関等の特定取引）</p> <p>第八条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（第一号イからウまで、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる取引にあつては、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。）とする。</p> <p>一 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引</p>

イタ (略)

レ 他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八号の二に掲げる特定事業者に限る。）が行う為替取引（当該他の特定事業者がソに規定する契約に基づき行うものを除く。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻しであつて、当該払戻しの金額が十万円を超えるもの

ソキ (略)

二六 (略)

2 (略)

（銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第十九条 法第二十条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「金融庁長官権限」という。）のうち法第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条に定めるもの（登録金融機関業務（法第二十条第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。）に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査・是正命令等権限」という。）で、法第二条第二項第一号、第二号、第六号、第二十三号、第二十四号及び第二十八号の二に掲げる特定事業者（以下この条において「銀行等」という。）に対するものは、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄す

イタ (略)

レ 他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号までに掲げる特定事業者に限る。）が行う為替取引（当該他の特定事業者がソに規定する契約に基づき行うものを除く。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻しであつて、当該払戻しの金額が十万円を超えるもの

ソキ (略)

二六 (略)

2 (略)

（銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第十九条 法第二十条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「金融庁長官権限」という。）のうち法第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条に定めるもの（登録金融機関業務（法第二十条第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。）に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査・是正命令等権限」という。）で、法第二条第二項第一号、第二号、第六号、第二十三号及び第二十四号に掲げる特定事業者（以下この条において「銀行等」という。）に対するものは、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該

る財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に  
あつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自  
らその権限を行使することを妨げない。

2・3  
(略)

所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財  
務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使  
することを妨げない。

2・3  
(略)